## — 議事概要 —

# ●議題1 検討にあたり踏まえるべき事項について

発言者	発言概要
古川委員	(OBD 検査について) 今後、運転支援技術が搭載されている車両や自
	動運転車が普及しても、全ての車に運転支援技術が搭載されるわけでは
	なく、一般的な車両と運転支援技術が搭載された車両が混在するような
	状態になると考える。
	また、自動ブレーキシステム等においては、故障したらきちんと修理し
	ないといけないという考え方がある一方、安全面への影響が少ない、も
	しくは曖昧な技術については今後どのように考えていくのか。
事務局	OBD検査の対象装置は、現行の車検で確認できない電子制御装置、か
	つ、故障した時に安全・環境への影響が大きい装置としており、誤作
	動するとドライバーも予期せぬトラブルが発生する可能性があるた
	め、まずはこれを第一段階として取組む。
	他の装置についてもご意見を頂いたが、優先度が高い3つの装置又は
	技術(排出ガス等発散防止装置、運転支援技術、自動運転技術)から
	始め、その後、様子を見ながら必要に応じて対象の拡大を検討する。
今西委員	今後対象を拡大するとのことだったが、都度検討を進めていくとなる
(JAMCA)	と議論が後手になる可能性がある。
	日本でも技術開発が活発に行われているため、国際的な審議等を待つ
	のではなく、対象については一定のルールを定めればよいのではない
	かと考える。
事務局	OBD 検査の議論になるが、先進的な装置で基準が未策定のものについ
	ては、現状、対象に入れないこととしているが、自動運転技術に関する
	新しい技術の普及に目処が立つと、国連で当該技術に関する基準が策定
	され、その後、必要に応じて保安基準に取り込むことで自動的に OBD
	検査の対象となることが考えられる。

# ●議題 2 新たな標準仕様推進 WG 報告について

発言者	発言概要
高橋委員	今後の検討の方向として、法定スキャンツールと整備用のスキャンツー
(機工協)	ル、2 つあるという方向で検討を進めていくのか。

発言者	発言概要
事務局	どちらも自動車のコネクタに接続することにより記録された DTC を読
	取るという機能は同様のものであるため、整備用の汎用スキャンツール
	に車検の判定機能を付加した装置として普及させることができれば、1
	つの機器で双方の機能を持つことができると考えられる。
	また、スマートフォンのような既存の機器を使って判定を行うことも技
	術的に可能。いずれにしても、整備工場の負担ができるだけ少なくなる
	方向で検討していく。
事務局	(自機工への質問) 2つ質問があり、1つ目として、このように詳細
	に詰められたルールを全て実現した際に、ツールの開発期間短縮やよ
	り安価なものになる等、ユーザーや整備工場側から見たメリットをお
	教え頂きたい。
	2つ目として、6ページに「標準仕様機では車両メーカの情報提供に基
	づいた開発が要件の一つ」とあり、これは、15ページの「リバースエ
	ンジニアリング開発によるソフト資産の取扱い」にも通じることかと
	思うが、"正規に提供された開発情報を使う場合はリバースエンジニ
	アリングをしない"ということと技術的な因果関係はあるのか。
	例えば、正規に提供された開発情報とリバースエンジニアリングによ
	って開発された情報が混在すると誤作動する等の理由からこの要件が
	設けられているのかご教示頂きたい。
藤原委員	1つ目として、今回は、品質向上や作業効率化についてルール化した。
(自機工)	価格が大幅に低減される等劇的な変化が見込めるとは言い難いが、工数
	低減の可能性は十分にあり得る。
	特に、契約前の事前案内に関しては、現状では車両メーカから提示され
	る情報が不明瞭なケースがあることから契約すべきか迷うことがある
	が、ここが改善されることで契約促進につながると思われる。
	2つ目として、"車両メーカからの情報提供に基づいた開発"について
	は、車両メーカから提供される情報は品質が担保された情報であること
	から、その情報に基づいて作るということが品質確保の面で大前提。自
	社での独自調査によるリバースエンジニアリングではヌケや間違いが
	生じる可能性もあり、車両メーカから提供された情報に基づいたものと
	品質的に大きな差が出てくると考える。よって、標準仕様機としては、
	基本的に車両メーカからの情報に基づいたものを前提として考えたい。

発言者	発言概要
事務局	標準仕様機と名乗るのであれば、メーカから提供された情報に基づくも
	のという考えは理解できるが、一方で、最も売れているツールはリバー
	ス品であるという実情や整備工場が使いやすい機器を普及するという
	観点を踏まえると、リバースエンジニアリングとメーカからの情報提供
	の両面からメリットを抽出するような開発は現状では難しいのか。現状
	難しいとすれば、技術的な理由があってできないのかご教示頂きたい。
藤原委員	結果的には、ソフトの作り方次第でどうにでもなるというのが事実では
(自機工)	あるが、リバースでできているのか標準仕様に基づいたものかは外見で
	は判断できない。リバースエンジニアリングの扱いについては、今年の
	最も大きな焦点である。
黒田委員	リバース品が市場を席捲していることも事実ではあるが、一つの機械
(自工会)	に、メーカからの情報提供を基にしたものとリバースエンジニアリング
	によるもの、両方を入れた時の動作保証や原因追及が難しくなることを
	懸念している。
	例えば、標準機のみを用いるのであれば、メーカが提供した情報が間違
	っているのか、あるいは提供した情報を基に開発したソフトが間違って
	いるのかという面から問題解決を図ることができると考えるが、両方が
	混在した時に何が問題かが分からなくなってしまうことを危惧してい
	る。車両メーカとしては、提供した仕様書に基づいたもののみで開発し
	て頂きたいという思いが非常に強い。
事務局	何か起こったときの原因究明が難しくなるのではないかというご懸念
	は承知した。

## ●議題3 高度診断教育 WG 報告について

発言者	発言概要
事務局	6 ページの体験会の実績中の記載にあるスキャンツールについて「ディ
	ーラーから借用」とあるが、これは専用スキャンツールを指すのか。
髙橋委員	現状、メーカ提供の専用機のみという形で案内している。
(日整連)	
今西委員	今後、整備士資格にこのようなものを取り入れていく必要を感じている
(JAMCA)	が、対象となる項目は増えていく一方である。
	当協会内で、先進技術としてどのようなものを教えているか調査したと
	ころ、学校によってバラツキが大きく、卒業生が多く就職するメーカの
	技術を主体として教えていると考えられる。今後の方向性について懸念
	している。

発言者	発言概要
事務局	整備士が備えるべき技術についてもあわせて検討を進める必要がある
	と考えているところ。

#### ●議題 4 情報提供制度見直し WG 報告について

	で供的及兄担し WG 報音について
発言者	光言概要
黒田委員	情報提供に関する制度について、法的根拠を置きたいという趣旨は我々
(自工会)	も理解しているが、我々はその有無に関わらず、情報提供等の現在の活
	動に取り組む所存である。
	情報提供さえ進めば整備工場で適切に整備できるかといえば必ずしも
	そうではなく、特に電子系の診断に関してはスキャンツールが必要にな
	るとともに、情報をきちんと読み解き、故障の状況から考えて診断をし、
	修理する技術力が必要となる。
	このため、情報提供をする上で、整備士に求められる一定の技術力を担
	保するために整備士の資格はどうあるべきか、道具として使うスキャン
	ツールは今後もこのまま範囲を拡大していけばいいのか、整備士の教育
	についても、新技術の研修に関しては整備主任者への研修制度があると
	認識しているので、全体として、ユーザーが困らないよう、整備工場で
	きちんと整備できる環境が必要であると考えている。
	このような広い範囲で法的根拠を持たせるのは非常に難しいというこ
	とは理解しているが、本検討会に関連する方がそれぞれ何をやっていく
	のか今後も議論をして進めていきたい。
事務局	事務局からの説明はあくまで情報提供についての法的根拠についてで
	あり、ご指摘頂いた点についてもあわせて検討を進める必要性につい
	て認識しているが、その根拠となる規定が、整備士の技術的な要件や
	機器の要件等、既に車両法の中にその根っこがあるものもある。
	人、機器の要件についても本制度にどう乗せていくのかもあわせてご
	議論いただきたい。
今西委員	法整備に関して、欧州や米国ではすでに法律があるが、日本で相対的に
(JAMCA)	遅れている背景についてご教示頂きたい。

発言者	発言概要
事務局	法律の条文だけを見ると日本が遅れているように見えるが、汎用スキャ
	ンツールの開発等、法律に根拠がなくても検討や開発が進んでおり、合
	理的な値段で提供できているというのは日本として誇るべき成果であ
	る。
	一方で、自動車の技術開発のスピードは速く、関係団体間で合意形成し
	てもその都度ルールを検討することになると技術開発のスピードに対
	して後手に回りかねない。このため、あらかじめ情報は定形的に提供頂
	くというルールは、法律に根差したものだという理解が進めば円滑に制
	度が運用されると考える。
	また、一部で根拠条文がないと社内での調整が難しいという声もあるこ
	とから、より納得感、透明感のある制度作りのために、法制化を検討し
	ているところである。

以上